

商標審理基準

2005年12月31日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

商標審理基準

説明

商標に関する権利確認事案を客観的かつ公正に審理するため、現行の「中華人民共和国商標法」及びその実施条例の規定に基づき、長年の商標に関する権利確認事案の審理業務の経験を総括したうえで、国外の方法を参考にし、「商標審理基準」を制定し、商標局が商標異議、登録商標取消事案を審理し、商標評審委員会が商標紛争事案を審理するときの使用に供する。

商標異議、登録商標取消事案及び商標紛争事案を審理するにあたり、商標として使用できない標章、商標の顕著な特徴、同一又は類似している商標、立体的形状の商標、色彩の組み合わせの商標、証明商標、集団商標にかかわるものについては、「商標審理基準」の関連規定により、かつ個々の事案に応じて判定を行うことができる。

目次

- 一 他人の著名商標の複製、模倣又は翻訳の審理基準
- 二 被代理人又は被代表人の商標を無断で登録した場合の商標審理基準
- 三 他人の既存の権利の侵害の審理基準
- 四 他人が既に使用している一定の影響力を有する商標の抜け駆け登録の審理基準
- 五 欺瞞的な手段又はその他の不正な手段により登録された商標の審理基準
- 六 登録商標取消事案の審理基準
- 七 類似商品又はサービスの審理基準
- 八 使用によって顕著な特徴が備わった標章の審理基準

一 他人の著名商標の複製、模倣又は翻訳の審理基準

「商標法」第 13 条

同一又は類似の商品について出願した商標が、中国で登録していない他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、当該著名商標と混同しやすい場合は、これを登録せず、かつその使用を禁止する。

同一でない又は類似しない商品について出願した商標が、中国で登録した他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、かつ公衆が誤認し、当該著名商標の登録者の利益に損害を与えるおそれのある場合は、これを登録せず、かつその使用を禁止する。

「商標法」第 14 条

著名商標の認定は、以下の要素を考慮しなければならない。

- (1) 関連する公衆の当該商標に対する認知度。
- (2) 当該商標の継続的な使用期間。
- (3) 当該商標のあらゆる宣伝業務の継続期間、程度及び地理的範囲。
- (4) 当該商標の著名商標としての保護記録。
- (5) 当該商標が著名であることのその他の要素。

「商標法实施条例」第 5 条

商標法及び本条例の規定に従い、商標登録及び商標審査の過程において紛争が生じた際に、関連当事者がその商標は著名商標を構成すると認めた場合、商標局又は商標評審委員会に対して、著名商標の認定、商標法第 13 条の規定に違反する商標登録出願の却下、又は商標法第 13 条の規定に違反する商標登録の取消を請求することができる。関連当事者は当該請求を行う際に、その商標が著名商標を構成するとの証拠資料を提供しなければならない。

商標局及び商標評審委員会は、当事者の請求に基づき、事実を明らかにした上で、商標法第 14 条の規定に従ってその商標が著名商標を構成するか否かを認定する。

1 はじめに

上記の規定は、著名商標に対する保護を具体化したものである。すなわち、著名商標所有者の利益を保護し、公平な競争と消費者の権利を守ることを出発点として、著名商標の知名度及び信望を利用し、市場の混乱又は大衆の誤認を招き、著名商標所有者の利益を侵害するおそれのある商標登録行為を禁じることで、登録の原則を厳格に実施することによって生じる可能性のある不公平な結果を補うものである。

商標異議、異議再審及び紛争事案の審理において、他人の著名商標の複製、模倣又は翻訳が問題となるときは、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

2 適用の条件

2.1 「商標法」第13条第1項を適用するときは、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 他人の商標が係争商標の出願日前に既に著名であったが、中国で登録されていること
- (2) 係争商標が他人の著名商標に対する複製、模倣又は翻訳にあたること
- (3) 係争商標を使用する商品/サービスと他人の著名商標が使用される商品/サービスとが同一又は類似していること
- (4) 係争商標の登録又は使用が混同を招きやすいこと

2.2 「商標法」第13条第2項を適用するときは、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 他人の商標が係争商標の出願日前に既に著名であったが、中国で登録されていないこと
- (2) 係争商標が他人の著名商標に対する複製、模倣又は翻訳にあたること
- (3) 係争商標を使用する商品/サービスと他人の著名商標が使用される商品/サービスとが同一でない又は類似していないこと
- (4) 係争商標の登録又は使用が公衆の誤認を招き、当該著名商標登録者の利益に損害を与えるおそれがあること

3 著名商標の判定

3.1 著名商標とは、中国において関連する公衆に広く知られ、比較的高い信望を有する商標をいう。関連する公衆には、次のものが含まれるがこれに限らない。

- (1) 商標により示される商品の製造者又はサービスの提供者
- (2) 商標により示される商品/サービスの消費者
- (3) 商標により示される商品/サービスの販売ルートに関わる販売者及び関係者等

3.2 他人の商標が著名商標にあたるかを認定するときは、個々の事案の状況にあわせ、次の各種の要素を勘案しなければならない。但し、当該商標が次のすべての要素を満たすことが前提ではない。

- (1) 関連する公衆の当該商標に対する認知度
- (2) 当該商標の使用継続期間
- (3) 当該商標のなんらかの宣伝活動の継続機関、程度及び地理的範囲
- (4) 当該商標が著名商標として保護を受けた記録
- (5) 当該商標の登録状況
- (6) 当該商標が著名であるというその他の要素

3.3 上記の著名商標認定の参考となる要素は、次に定める証拠資料によって証明することができる。

- (1) 当該商標を使用する商品/サービスの契約、領収書、貨物引替証、銀行入金証憑、輸出入証憑等

(2) 当該商標を使用する商品/サービスの販売区域の範囲、販売網の分布及び販売経路、方法に関する資料

(3) 当該商標にかかわる放送、映画、テレビ、新聞、定期刊行物、ネットワーク、戸外等のメディアの広告、メディアの評論及びその他の宣伝活動資料

(4) 当該商標を使用する商品/サービスについて参加した展示会、博覧会に関する資料

(5) 当該商標を最初に使用した時期及び使用継続状況に関する資料

(6) 当該商標の中国、国外及び関係地域における登録の証明書

(7) 商標行政主管機関又は司法機関が当該商標を著名商標と認定して保護したことに関する文書並びに当該商標が侵害又は冒用された状況

(8) 定められた資格を有する評価機関が発行する当該商標の無形資産価値評価報告書

(9) 公信力を有する権威ある機構、業種協会が公表し、又は発行する当該商標を使用した商品/サービスの販売高、利益及び税金、生産量に関わる統計及び順位、広告量統計等

(10) 当該商標の受賞状況

(11) 当該商標の知名度を証明することができるその他の資料

上記証拠は、原則として係争商標出願日より前の証拠に限る。

3.4 商標が著名であることを証明するために提供する証拠資料は、中国のものに限らない。但し、当事者が提出する国外の証拠資料は、当該商標が中国の関連する公衆に知られていることを証明できるものでなければならない。

著名商標の認定は、当該商標が中国において登録されていること、出願されていること又は当該商標を使用する商品/サービスが中国において実際に生産され、販売され、もしくは提供されていることを前提としない。当該商標を使用する商品/サービスの宣伝活動は当該商標の使用にあたり、これに関わる資料を当該商標が著名であるかを判断する証拠とすることができる。

商標の使用継続期間及び状況を証明するのに用いる証拠資料は、使用した商標標章、商品/サービス、使用日及び使用者を示すことができるものでなければならない。

3.5 事案の審理にあたり、商標行政主管機関又は司法機関によって既に認定された著名商標に関わる場合であって、相手方当事者が商標が著名であることについて異議を有しないときは、これを認めることができる。相手方当事者が当該商標が著名であることについて異議を有するときは、「商標法」第 14 条の規定により著名商標に関する資料についてあらかじめ審査を行ったうえで認定する。

4 他人の著名商標の複製、模倣又は翻訳の判定

4.1 複製とは、係争商標が他人の著名商標と同一であることをいう。

4.2 模倣とは、係争商標が他人の著名商標の顕著な部分又は顕著な特徴を踏襲することをいう。

著名商標の顕著な部分又は顕著な特徴とは、著名商標の主な識別作用を果たす部

分又は特徴をいい、特定の文字又はその組合せ方法及び字体表現形式、特定の図形構成方法及び表現形式、特定の色彩の組合せ等が含まれる。

4.3 翻訳とは、係争商標が他人の著名商標を別の言語文字で表現し、かつ当該言語文字が他人の著名商標と対応関係にあるうえ、関連する公衆に広く知られ、又は習慣的に使用されている場合をいう。

5 混同、誤認の可能性の判定

5.1 混同、誤認とは、商品/サービスの出所の誤認を招くことをいう。混同、誤認には、次の場合が含まれる。

(1) 消費者が商品/サービスの出所を誤認し、係争商標が表示されている商品/サービスを著名商標の所有者が製造し、又は提供したものであると認識する場合

(2) 消費者に、係争商標が表示されている商品の製造者又はサービスの提供者と著名商標との間に投資関係、ライセンス関係又は提携関係等、なんらかの関係があると連想させる場合

5.2 混同、誤認の判定は、実際に混同、誤認が発生したことを要件とせず、混同、誤認の可能性の有無を判定するだけで足りる。

5.3 混同、誤認の可能性の判定にあたっては、次の各種要素を勘案しなければならない。

- (1) 係争商標と例証とする商標の近似度
- (2) 例証とする商標の独創性
- (3) 例証とする商標の知名度
- (4) 係争商標及び例証とする商標のそれぞれを使用する商品/サービスの関連度
- (5) 混同、誤認を招くおそれのあるその他の要素

6 著名商標の保護の範囲の判定

6.1 中国で登録されていない著名商標については、「商標法」第 13 条第 1 項の規定により、保護の範囲は、同一又は類似の商品/サービスに及ぶ。

6.2 中国で既に登録されている著名商標については、「商標法」第 13 条第 1 項の規定により、保護の範囲は、同一でない、又は類似しない商品/サービスに及ぶ。

既に登録されている著名商標の保護の範囲を同一でない、又は類似しない商品/サービスに拡大するときは、混同、誤認の可能性があることが前提となる。個々の事案における保護の具体的範囲は、本基準 5.3 に定める要素を勘案して判定する。

7 利害関係者の判定

「商標法」第 41 条第 2 項の規定により、著名商標の所有者のほか、利害関係者も商標評審委員会に登録商標取消裁定を申し立てることができる。次の主体を利害関係者とする。

(1) 著名商標のライセンシー

(2) 事案と利害関係があることを証明する証拠を有するその他の主体

利害関係者であるかどうかは、評議審査申立時点を基準とする。但し、事案の審理のときに既に利害関係が備わっているものについても、利害関係者と認定する。

8 悪意の登録の判定

他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳して登録を出願した場合には、当該商標登録の日から 5 年以内に、著名商標の所有者又は利害関係者は、商標評議審査員会に当該係争商標の取消を申し立てることができる。但し、悪意の登録については、著名商標の所有者による係争商標の取消の申し立ては、5 年間の期間の制限を受けない。

係争商標出願者の悪意の有無を判定するにあたっては、次の要素を考慮する。

(1) 係争商標出願者と著名商標所有者との間に過去に取引又は提携関係があった。

(2) 係争商標出願者と著名商標所有者とが同一地域にあり、又は双方の商品/サービスに同一の販売経路及び地域範囲がある。

(3) 係争商標出願者と著名商標所有者との間に過去に他の争いが生じたことがあり、当該著名商標を知っていた。

(4) 係争商標出願者と著名商標所有者との間に過去に内部人員の行き来があった。

(5) 係争商標出願者に、登録後、不当利益の獲得を目的とし、著名商標の信望及び影響力を利用して誤認を招く宣伝を行い、著名商標所有者に自らとの取引提携を強要し、著名商標所有者又は他人に高額の譲渡金、ライセンス料又は権利侵害の賠償金等を要求する行為があった。

(6) 著名商標に比較的強い独創性がある。

(7) 悪意と認定することができるその他の事情

二 被代理人又は被代表人の商標を無断で登録した場合の商標審理基準

「商標法」第 15 条

権利を授けられていない代理人又は代表人が自らの名義で被代理人又は被代表人の商標を出願し、被代理人又は被代表人が異議を申し立てた場合は、それを登録せず、かつその使用を禁止する。

1 はじめに

代理人又は代表人が授権を経ないで被代理人又は被代表人の商標を無断で出願する行為は、信義誠実の原則に反し、被代理人、被代表人又は利害関係者の合法的權益を侵害するものである。上記規定の主旨は、代理人又は代表人の悪意による抜け駆け登録行為を禁ずることにある。

商標異議、異議再審及び紛争事案の審理において、代理人又は代表人による被代理人又は被代表人の商標の無断登録が問題となるときは、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

2 適用の条件

代理人又は代表人が授権を経ないで被代理人又は被代表人の商標を無断で出願する行為を認定するにあたっては、次の条件を満たさなければならない。

(1) 係争商標登録出願者が商標所有者の代理人又は代表人であること。但し、本基準 5 の第 2 項に定める事由があるときは、当該規定による。

(2) 係争商標の指定使用範囲が被代理人、被代表人の商標を使用する商品/サービスと同一又は類似の商品/サービスであること。

(3) 係争商標が被代理人、被代表人の商標と同一又は類似していること。

(4) 代理人又は代表人がその出願行為について被代理人又は被代表人から権利を授けられていることを証明できないこと。

商標紛争事案において、被代理人、被代表人又は利害関係者は、係争商標登録の日から 5 年以内に取消を申し立てなければならない。

3 代理関係、代表関係の判定

3.1 「商標法」第 15 条の内容は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」6 条 (7) の規定に由来するものである。このため、代理関係を定義するときは、同条項が制定された目的、すなわち信義誠実の原則に反する代理人の悪意の抜け駆け登録行為を阻むことを念頭において解釈を行う必要がある。同条における代理人には、「中華人民共和國民法通則」、「中華人民共和國契約法」に定める代理人のほかに、商事取引に基づき被代理人の商標を知り得る販売者が含まれる。

代表人とは、被代表人に従属する特定の身分を有し、職務行為を遂行することによって被代表人の商標を知り得る個人をいい、法定代表者、董事、監事、総経理・副総経理、組合業務の執行者等の人員が含まれる。

3.2 代理関係終了後に代理人が被代理人の商標の登録を出願し、被代理人又は利害関係者の利益が損なわれる可能性をもたらしたときは、「商標法」第 15 条を適用し、これを登録せず、又は係争商標を取り消す判定を行うことができる。

代表関係終了後の代表人の悪意の抜け駆け登録行為については、前項を参照して処理する。

3.3 被代理人は、次に定める証拠資料によって代理関係の存在を証明することができる。

- (1) 双方当事者が締結した契約
- (2) 双方当事者間の取引証憑、調達資料等、契約関係又は商事取引の存在を証明することができる証拠資料

- (3) 代理関係の存在を証明することができるその他の証拠資料

被代表人は、次に定める証拠資料によって代表関係の存在を証明することができる。

- (1) 企業登録登記資料
- (2) 企業の給与表、労働契約、任命文書、社会保険、医療保険の資料
- (3) 一方の当事者が被代表人に従属する特定の位置付けを有し、職務行為を遂行することによって被代表人の商標を知り得ると証明することができるその他の証拠資料

4 被代理人、被代表人の商標

4.1 被代理人の商標には、次のものが含まれる

- (1) 契約又は授權委託書に明記されている被代理人の商標
- (2) 当事者間に約定がない場合において、代理関係が既に確定しているときは、被代理人が販売を代理させる商品/サービスに既に先に使用している商標を被代理人の商標とみなす。

(3) 当事者間に約定がない場合において、代理人が販売を代理する商品/サービスに使用する商標は、代理人自身の広告宣伝等の使用行為によって、関連する公衆に当該商標が被代理人の商品/サービスと他人の商品/サービスとの違いを示すものであると認識させるに足るときに、被代理人の商品/サービスに関してこれを被代理人の商標とみなす。

4.2 被代表人の商標には、次のものが含まれる。

- (1) 被代表人が既に先に使用している商標
- (2) 法により被代表人に帰属するその他の商標

5 係争商標の登録出願を代理人又は代表人が自らの名義で出願した場合

代理人又は代表人の名義で被代理人又は被代表人の商標の登録を出願したわけではないが、登録出願者と代理人又は代表人との間に共謀する行為があるときは、「商標法」第 15 条を適用し、登録を認めず、又は係争商標を取り消す判定を行うべきである。

6 被代理人、被代表人の商標に対する保護の範囲は、当該商標を使用する商品/サービスと同一の商品/サービスだけでなく、類似の商品/サービスにも及ぶ。

7 代理人又は代表人が登録を出願してはならない商標標章は、被代理人又は被代表人の商標と同一の標章だけでなく、被代理人又は被代表人の商標と似通った標章も含まれる。

8 代理人、代表人が商標登録の授権を経たことについての判定

8.1 被代理人、被代表人が行う授権の内容は、代理人、代表人が登録できる商品/サービス及び商標標章のほか、授権の意思表示をはっきりと明確にしなければならない。

8.2 代理人又は代表人は、次の証拠資料を提出して授権の事実が存在することを証明しなければならない。

(1) 被代理人、被代表人が代理人、代表人に対して行った書面による授権の文書。

(2) 被代理人、被代表人が代理人、代表人に対してはっきりとした明確な授権の意思表示を行ったと認定できるその他の証拠。

8.3 代理人、代表人が登録出願時に被代理人、被代表人の明確な授権を経ていなかった場合であっても、被代理人、被代表人が当該登録出願行為を追認したときは、代理人、代表人が被代理人、被代表人の授権を経ていたものとみなす。

9 利害関係者の判定

「商標法」第 41 条第 2 項の規定により、被代理人又は被代表人のほか、利害関係者も商標評審委員会に登録商標取消裁定を申し立てることができる。次の主体を利害関係者とす

(1) 被代理人又は被代表人の商標の合法的な相続人

(2) 被代理人又は被代表人の商標のライセンシー

(3) 事案と利害関係があることを証明する証拠を有するその他の主体

利害関係者であるかどうかは、評議審査申立時点を基準とする。但し、事案の審理のときに既に利害関係が備わっているものについても、利害関係者と認定する。

三 他人の既存の権利の侵害の審理基準

「商標法」第31条

商標の登録出願は、他人の既存の権利を侵害してはならない。…

1 はじめに

登録を出願する商標は、既存性（中国語は「在先性」）を有するものでなければならない。ここでいう既存性とは、登録を出願する商標が、他人が先に出願し、又は登録した商標と競合してはならず、また、他人が先に取得したその他の合法的権利と競合してはならないことをいう。既存の商標権の保護については、「商標法」の他の条項に規定があるため、本条に定める既存の権利とは、係争商標の登録出願日前に取得されたその他の権利を指し、商号権、著作権、意匠特許権、氏名権、肖像権等が含まれる。

商標異議、異議再審及び紛争事案の審理において、既存の権利の保護が問題となるときは、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

2 商号権

2.1 他人が先に登録し、使用し、かつ一定の知名度を有する商号と同一又は基本的に同一である文字の商標登録を出願し、中国の関連する公衆の混同を招きやすく、既存の商号権者の利益を侵害するおそれがあるときは、他人の既存の商号権に対する侵害と認定し、係争商標を登録せず、又は取り消す。

2.2 適用の条件

- (1) 商号の登記、使用日が係争商標の登録出願日より前であること。
- (2) 当該商号が中国の関連する公衆の間において一定の知名度を有すること。
- (3) 係争商標を登録及び使用すると、関連する公衆に混同を生じさせやすく、既存の商号権者の利益が侵害されるおそれがあること。

2.3 既存の商号権の定義

商号権をもって係争商標に対抗するためには、使用日が係争商標の登録出願日より前であることを要する。

商号権を先に有していたという事実は、企業登記資料、当該商号を使用した商品取引文書、広告宣伝資料等によって証明することができる。

2.4 混同のおそれの判定

混同のおそれとは、係争商標を登録及び使用すると、当該商標によって示される商品/サービスの出所が商号権者であり、又はこれと商号権者との間に特定の関係があると関連する公衆に誤認させる可能性があることをいう。

係争商標と既存の商号権との混同を招きやすく、既存の商号権者の利益を侵害するおそれがあると認定するにあたっては、次の各種の要素を勘案しなければならない。

(1) 既存の商号の独創性

商号に使用されている文字がよくある語句ではなく、確かな意味のない創作語彙であるときは、独創性があると認定することができる。

(2) 既存の商号の知名度

既存の商号が関連する公衆の間において知名度を有しているかを認定するときは、商号の登記時期、当該商号を使用した経営活動の期間、地域範囲、経営業績、広告宣伝状況等の面から考察する必要がある。

(3) 係争商標の指定使用商品/サービスと商号権者が提供する商品/サービスとが原則として同一又は類似していること。

2.5 保護の範囲

既存の商号に備わっている独創性、知名度並びに双方の商品/サービスの関連度に基づき、個々の事案について当該既存の商号の保護の範囲を具体的に確定する。

3 著作権

3.1 他人が著作権を有する著作物をもって著作権者の許諾を経ないで商標登録を出願した場合には、他人の既存の著作権の侵害と認定し、係争商標を登録せず、又は取り消す。

3.2 適用の条件

(1) 係争商標が他人が先に著作権を有している著作物と同一又は実質的に同一であること。

(2) 係争商標の登録出願者が他人が著作権を有する著作物に接触したことがあり、又は接触した可能性があること。

(3) 係争商標の登録出願者が著作権者の許諾を経ないこと。

3.3 既存の著作権の定義

先に著作権を有しているとは、係争商標の登録出願日より前に、他人が既に創作して著作物を完成させ、又は相続、譲渡等の方式によって著作権を取得している場合をいう。

先に著作権を有しているという事実は、次に定める証拠資料によって証明することができる。著作権登記証書、当該著作物を先に公表したという証拠資料、当該著作物を先に完成させたという証拠資料、著作権を相続、譲渡等の方式で先に取得したという証拠資料。

確定判決において確認された当事者が著作権を先に有していたという事実は、十分な反証がないときは、これを認めることができる。

3.4 「著作物」とは、「中華人民共和国著作権法」の保護を受ける対象をいう。

3.5 係争商標の登録出願者が係争商標を独自の創作によって完成させたことを証明できる場合には、他人の既存の著作権に対する侵害にあたらぬ。

3.6 係争商標の登録出願者は、その主張する著作権者の許諾を経たという事実について挙証責任を負う。

「中華人民共和国著作権法」及びその「実施条例」の関連規定によると、係争商標の登録出願者は、係争商標の登録出願者が著作権者と使用許諾契約を締結したこと、又は著作権者が当該登録出願者に対して著作物を使用して商標の登録を出願することを許諾する直接かつ明確な意思表示をしたことを証拠を示して証明しなければならない。

4 意匠特許権

4.1 授權を経ないで、同一又は類似の商品について、他人が特許権を有する意匠を商標として出願したものについては、他人の既存の意匠特許権の侵害と認定し、係争商標の登録を認めず、又は取り消す。

4.2 適用の条件

- (1) 意匠権付与の公告日が係争商標の登録出願日及び使用日より前であること
- (2) 係争商標が意匠と同一又は類似の商品に使用されること
- (3) 係争商標が意匠と同一又は似通っていること。

4.3 他人の既存の意匠特許権の定義

意匠特許権付与の公告日が係争商標の登録出願日及び使用日より前でなければならない。

当事者は、意匠特許権を先に有していたことを主張するときは、意匠特許証書、年金納付証憑等の証拠資料を提出してこれを証明しなければならない。

4.4 係争商標と意匠とが同一又は類似商品に使用されていること。商品が同一でなく、又は類似しないときは、意匠特許権の侵害と認定することはできない。

4.5 係争商標と意匠とが同一又は似通っているかを判断するにあたっては、係争商標と意匠の全体とを比較してもよいし、係争商標の主要部分の顕著な部分と意匠の主要部分とを比較してもよい。

係争商標と意匠とが同一又は似通っているかを認定するときは、原則として、商標の同一、類似の審査基準を適用する。意匠特許の文字は、その特別な表現形式のみが保護され、意味は特許権の保護の範囲に含まれない。

4.6 係争商標の登録出願者は、その主張する意匠特許権者の授權を経たという事実について挙証責任を負う。

5 氏名権

5.1 許諾を経ないで、他人の氏名の商標登録を出願し、他人の氏名権に損害をもたらす、又は損害をもたらすおそれがあるときは、係争商標を登録せず、又は取り消す。

5.2 適用の条件

- (1) 係争商標と他人の氏名とが同一であること
- (2) 係争商標の登録が他人の氏名権に損害をもたらす、又は損害をもたらすおそれがあること

5.3 他人の氏名には、本名、筆名（ペンネーム）、芸名、別名等が含まれる。

「他人」とは、存命中の自然人をいう。

「同一」とは、他人の氏名と完全に同一の文字を使用し、又は他人の氏名の翻訳であって、社会公衆の認識上、当該氏名権者を指すことをいう。

5.4 係争商標が他人の氏名権を侵害するかを認定するときは、氏名権者の社会公衆の間における認知度を考慮しなければならない。

5.5 係争商標の登録出願者は、その主張する氏名権者の許諾を経たという事実について挙証責任を負う。

許諾を経ないで有名人（原文は「公衆人物」）の氏名を用いて商標登録を出願し、又は他人の氏名であることを明らかに知りながら、他人の利益を侵害する目的で商標登録を出願した場合には、他人の氏名権に対する侵害と認定する。

係争商標の登録出願日の前に氏名権者が許諾を撤回した場合、氏名権者が使用を許諾した商品/サービスの範囲を逸脱して商標登録を出願した場合、並びに氏名権者が明確に許諾していない使用商品/サービスについて商標登録を出願した場合には、許諾を経ないものとみなす。

5.6 氏名を用いて商標登録を出願し、公序良俗を損ない、又はその他の良くない影響がある場合には、「商標法」第10条第1項第8号の規定により審査を行う。

6 肖像権

6.1 許諾を経ないで、他人の肖像をもって商標登録を出願し、他人の肖像権に損害をもたらす、又は損害をもたらすおそれがあるときは、係争商標を登録せず、又は取り消す。

6.2 適用の条件

(1) 係争商標が他人の肖像と同一又は似通っていること

(2) 係争商標の登録が他人の肖像権に損害をもたらす、又は損害をもたらすおそれがあること

6.3 他人の肖像には、肖像の写真、肖像画等が含まれる。

「他人」とは、存命中の自然人をいう。

「同一」とは、係争商標が他人の肖像と完全に同一であることをいう。

「似通っている」とは、係争商標と他人の肖像とが構図上異なる部分もあるが、他人の主な姿形の特徴を示しており、社会公衆の認識上、当該肖像権者を指すことをいう。

6.4 係争商標の登録出願者は、その主張する肖像権者の許諾を経たという事実について挙証責任を負う。

許諾を経ないで有名人（原文は「公衆人物」）の肖像氏名を用いて商標登録を出願し、又は他人の肖像であることを明らかに知りながら、商標登録を出願した場合には、他人の肖像権に対する侵害と認定する。

係争商標の登録出願日の前に肖像権者が許諾を撤回した場合、肖像権者が使用を

許諾した商品/サービスの範囲を逸脱して商標登録を出願した場合並びに肖像権者が明確に許諾していない使用商品/サービスについて商標登録を出願した場合には、許諾を経ていないものとみなす。

6.5 他人の肖像を使用して商標登録を出願し、公序良俗を損ない、又はその他の良くない影響がある場合には、「商標法」第10条第1項第8号の規定により審査を行う。

7 既存の権利者又は利害関係者が商標評審委員会に係争商標の取消を申し立てるときは、係争商標登録の日から5年以内に申し立てなければならない。次の主体を利害関係者とする。

(1) 既存の権利のライセンシー

(2) 事案と利害関係があることを証明する証拠を有するその他の主体

利害関係者であるかどうかは、評議審査申立時点を基準とする。但し、事案の審理のときに既に利害関係が備わっているものについても、利害関係者と認定する。

四 他人が既に使用している一定の影響力を有する商標の抜け駆け登録の審理基準

「商標法」第 31 条

商標の登録出願は、…、他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を不正な手段によって抜け駆けして登録してはならない。

1 はじめに

上述の規定は、信義誠実の原則に基づき、既に使用されている一定の影響力を有する商標を保護し、不正な手段による抜け駆け登録行為を制止し、登録の原則を厳格に実施することによって生じる可能性のある不公平な結果を補うものである。

商標異議、異議再審及び紛争事案の審理において、他人が既に使用している一定の影響力を有する商標の抜け駆け登録が問題となるときは、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

2 適用の条件

- (1) 他人の商標が係争商標の出願日前に既に使用されていて一定の影響力を有していること
- (2) 係争商標が他人の商標と同一又は似通っていること
- (3) 係争商標を使用する商品/サービスと他人の商標が使用される商品/サービスとが同一又は類似していること
- (4) 係争商標出願者が悪意であること

先に使用していて一定の影響力を有する商標の所有者又は利害関係者が「商標法」第 31 条の規定により係争商標の取消を申し立てるときは、係争商標登録の日から 5 年以内に申し立てなければならない。

3 既に使用している一定の影響力を有する商標の判定

3.1 既に使用している一定の影響力を有する商標とは、中国で既に使用されており、一定の地域の範囲内の関連する公衆に知られている未登録の商標をいう。

関連する公衆の判定には、「他人の著名商標の複製、模倣又は翻訳の審理基準」3.1 の規定を適用する。

3.2 商標に一定の影響力があるかを判定するにあたっては、個々の事案の状況について次に定める各種要素を勘案しなければならない。但し、当該商標が次のすべての要素を満たすことが前提ではない。

- (1) 関連する公衆の商標に対する認知度
- (2) 当該商標の使用の継続期間及び地理的範囲
- (3) 当該商標のなんらかの宣伝活動の期間、方法、程度及び地理的範囲

(4) 当該商標に一定の影響力を生じさせるその他の要素

3.3 上記参考要素は、次に定める証拠資料によって証明することができる。

(1) 当該商標を使用する商品/サービスの契約、領収書、貨物引替証、銀行入金証憑、輸出入証憑等

(2) 当該商標を使用する商品/サービスの販売区域の範囲、販売網の分布及び販売経路、方法に関する資料

(3) 当該商標にかかわる放送、映画、テレビ、新聞、定期刊行物、ネットワーク、戸外等のメディアの広告、メディアの評論及びその他の宣伝活動資料

(4) 当該商標を使用する商品/サービスについて参加した展示会、博覧会に関する資料

(5) 当該商標を最初に使用した時期及び使用継続状況に関する資料

(6) 当該商標の受賞状況

(7) 当該商標に一定の影響力があることを証明することができるその他の資料

3.4 商標の使用状況の証明に用いる証拠資料は、使用した商標標章、商品/サービス、使用日及び使用者を示すことができるものでなければならない。

3.5 商標が一定の影響力を有しているかどうかは、原則として係争商標出願日を基準として判定する。

4 悪意の判定

係争商標出願者の悪意の有無を判定するにあたっては、次に定める各種要素を勘案することができる。

(1) 係争商標出願者と先使用者との間に過去に取引又は提携関係があった。

(2) 係争商標出願者と先使用者とが同一地域にあり、又は双方の商品/サービスに同一の販売経路及び地域範囲がある。

(3) 係争商標出願者と先使用者との間に過去に他の争いが生じたことがあり、先使用者の商標を知っていた。

(4) 係争商標出願者と先使用者との間に過去に内部人員の行き来があった。

(5) 係争商標出願者に、登録後に、不当利益の獲得を目的とし、先使用者の一定の影響力を有する商標の信望及び影響力を利用して誤認を招く宣伝を行い、先使用者に自らとの取引提携を強要し、先使用者又は他人に高額の譲渡金、ライセンス料又は権利侵害の賠償金等を要求する行為があった。

(6) 他人の商標に比較的強い独創性がある。

(7) 悪意と認定することができるその他の事情

5 利害関係者の判定

「商標法」第41条第2項の規定により、著名商標所有者のほか、利害関係者も商標評審委員会に登録商標取消裁定を申し立てることができる。次の主体を利害関係者とする。

(1) 一定の影響力がある商標のライセンシー

(2) 事案と利害関係があることを証明する証拠を有するその他の主体

利害関係者であるかどうかは、評議審査申立時点を基準とする。但し、事案の審理のときに既に利害関係が備わっているものについても、利害関係者と認定する。

五 欺瞞的な手段又はその他の不正な手段により登録された商標の審理基準

「商標法」第 41 条

既に登録された商標が…、欺瞞的な手段又はその他の不正な手段により登録を得ていた場合は、商標局は、その登録商標を取り消す。その他の単位又は個人は、商標評審委員会にその登録商標の取消裁定を申し立てることができる。

1 はじめに

商標登録出願は、信義誠実の原則を遵守しなければならず、虚偽を弄する手段によって商標行政主管機関をあざむいて登録を受けてはならず、また、不正競争を行い、不当利益を得ることを目的として悪意で登録を行ってはならない。

欺瞞的な手段又はその他の不正な手段によって商標登録を受けたことが問題となる場合には、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

2 適用の条件

2.1 虚偽を弄する手段によって商標行政主管機関をあざむいて商標登録を受ける行為
これは、係争商標登録者が商標登録を出願するときに、商標行政主管機関に対して事実を偽り、又は真相を隠し、偽造の出願書類又はその他の証明文書を提出して商標登録を受ける行為をいう。これには、次のものが含まれるがこれに限らない。

(1) 出願書類の署名捺印を偽造する行為

(2) 出願人の主体資格証明文書を偽造、改ざんする行為。これには、虚偽の身分証、営業許可証等の主体資格証明文書を使用し、又は身分証、営業許可証等の主体資格証明文書上の重要な登記事項等を改ざんする行為が含まれる。

(3) その他の証明文書を偽造する行為

2.2 不正競争を行い、不当利益を得ることを目的として悪意で登録を行う行為

これは、「商標法」第 13 条、第 15 条、第 31 条等の条項に定める場合のほかに、係争商標登録者が他人が先に使用している商標であることを明らかに知り、又は知り得べきであったにもかかわらず、その登録を出願したことを証明する十分な証拠がある場合をいう。かかる行為は、他人の合法的権益を侵害し、公平競争の市場秩序を損なうため、係争商標を登録せず、又は取り消す。

当事者が遅滞なく権利を行使し、商標に関する法律関係の相対的安定性を保つため、商標の先使用者が係争商標の登録が本項の場合に該当するとして取消を申し立てるときは、「商標法」第 41 条第 2 項の期間に関する規定を参照し、その商標紛争裁定申立は、係争商標登録の日から 5 年以内に商標評審委員会に申し立てなければならない。

(1) 係争商標登録者の悪意の有無を判定するにあたっては、次の要素を勘案することができる。

- ① 係争商標出願者と他人との間に過去に取引又は提携関係があった。
- ② 係争商標出願者と他人とが同一地域にあり、又は双方の商品/サービスに同一の販売経路及び地域範囲がある。
- ③ 係争商標出願者と他人との間に過去に係争商標に関する他の争いが生じたことがある。
- ④ 係争商標出願者と他人との間に過去に内部人員の行き来があった。
- ⑤ 係争商標登録後、係争商標登録者に、不当利益の獲得を目的とし、他人に自らとの取引提携を強要し、他人に高額の譲渡金、ライセンス料又は権利侵害の賠償金等を要求する行為があった。
- ⑥ 他人の商標に比較的強い独創性がある。
- ⑧ 悪意と認定することができるその他の事情
 - (2) 係争商標が他人が先に使用している商標であること
先に使用しているとは、係争商標登録出願日の前に、他人が既に中国で当該商標を使用していることをいう。
 - (3) 保護の範囲
先に使用している商標の保護の範囲は、原則として当該商標を使用する商品/サービスと同一又は類似の商品/サービスに限られる。

六 登録商標取消事案の審理基準

本基準は、「商標の不正登録による取消事案の審理」、「商標の使用及び関連行為による取消事案の審理」、「商品品質問題による取消事案の審理」の3つの部分に分かれている。

登録商標の取消が問題となる場合には、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

第一部分 商標の不正登録による取消事案の審理

「商標法」第41条第1項

既に登録された商標が本法第10条、第11条、第12条の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段又はその他の不正な手段により登録を得ていた場合は、商標局は、その登録商標を取り消す。…。

「商標法」第49条第1項

商標局の登録商標取消の決定について、当事者に不服がある場合は、通知を受領した日から15日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、…。

1 はじめに

上記条項は、不正登録商標の取消の実体要件と手続要件を定めたものであり、「商標法」の禁止事由にあてはまる登録商標を取り消し、信義誠実の原則に反する不正登録行為を取り締まることを目的としている。

2 商標不正登録に該当するかどうかの判定

2.1 次の場合には、商標不正登録に該当する。

- (1) 係争商標が「商標法」第10条に定める商標として使用できない標章に該当する。
- (2) 係争商標が「商標法」第11条第1項に定める商標として登録できない標章に該当する。
- (3) 係争商標が「商標法」第12条に定める商標として登録できない立体的形状に該当する。
- (4) 係争商標の登録を商標出願者が欺瞞的手段又はその他の不正手段によって受けた。

2.2

(1) 係争商標が「商標法」第10条に定める商標として使用できない標章に該当するかどうかの判定にあたっては、「商標審査基準」の一「商標とすることができない標章の審査」を適用する。

(2) 係争商標が「商標法」第11条第1項に定める商標として登録できない標章に該当するかどうかの判定にあたっては、「商標審査基準」の二「商標の顕著な特徴の審査」を適用

する。

(3) 係争商標が「商標法」第 12 条の商標として登録できない立体的形状に該当するかどうかの判定にあたっては、「商標審査基準」の四「立体的商標の審査」を適用する。

(4) 係争商標の登録が欺瞞的手段又はその他の不正手段によって受けたものであるかどうかの判定にあたっては、「欺瞞的な手段又はその他の不正な手段により登録された商標の審査基準」を適用する。

第二部分 商標の使用及び関連行為による取消事案の審理

「商標法」第 44 条

登録商標の使用に際し、次の各号に掲げる行為のいずれかに該当する場合は、商標局は、期限を定めて是正を命じ、又はその登録商標を取り消す。

- (1) 無断で登録商標を変更した場合。
- (2) 無断で登録商標の登録者の名義、所在地又はその他の登録事項を変更した場合。
- (3) 無断で登録商標を譲渡した場合。
- (4) 継続して 3 年間使用を停止した場合。

「商標法实施条例」第 39 条

商標法第 44 条第 1 号、第 2 号、第 3 号の行為のいずれかに該当する場合、工商行政管理機関は、商標登録者に期限を定めて是正を命じる。是正を拒否した場合は、商標局にその登録商標の取消を求める。

商標法第 44 条第 4 号の行為については、いかなる者も商標局に当該登録商標の取消を請求でき、かつ関係状況を説明することができる。商標局は、商標登録者に通知しなければならない。その通知を受け取った日から 2 か月以内に当該商標の取消請求の提出前に使用したことの証拠資料を提供させるか、又は使用しなかった正当な理由を説明させる。期間が満了しても使用した証拠資料を提出できず、又は証拠資料が無効であり、かつ正当な理由がないときは、商標局はその登録商標を取り消す。

前項における使用したことの証拠資料は、商標登録者が登録商標を使用したことの証拠資料及び商標登録者が他人に登録商標の使用を許諾したことの証拠資料を含む。

「商標法」第 49 条第 1 項

商標局の登録商標取消の決定について、当事者に不服がある場合は、通知を受領した日から 15 日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、…。

1 はじめに

商標登録者は、登録商標を規範的かつ継続して使用する法定の義務を負う。「商標法」は、

登録商標を無断で変更する行為、登録商標の登録者の名義、所在地又はその他の登録事項を無断で変更する行為、登録商標を無断で譲渡する行為等を禁じている。

2 無断で登録商標を変更した状況の有無の判定

無断で登録商標を変更したとは、商標登録者又はライセンシーが登録商標を実際に使用するとき、当該商標の文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ等を無断で変更し、元の登録商標の主要な部分及び顕著な特徴に変化を生じさせることをいう。変更後の標章を元の登録商標と対比させると、同一性がないと認識されやすい。

上述の行為が存在し、工商行政管理部門が商標登録者に期限を定めて是正するよう命じたにもかかわらず、是正しない場合には、法によりこれを取り消す。

3 無断で登録商標登録者の名義、所在地又はその他の登録事項を変更した状況の有無の判定

3.1 無断で登録商標登録者の名義を変更したとは、商標登録者の名義（氏名又は名称）に変更が生じた後、法により商標局に変更申請を提出せず、又は実際に登録商標を使用する登録者の名義と「商標登録簿」に記載された登録者の名義とが一致しないことをいう。

3.2 無断で登録商標登録者の所在地を変更したとは、商標登録者の所在地に変更が生じた後、法により商標局に変更申請を提出せず、又は商標登録者の実際の住所と「商標登録簿」に記載された登録者の所在地とが一致しないことをいう。

3.3 無断で登録商標のその他の登録事項を変更したとは、商標登録者の名義、所在地以外のその他の登録事項に変更が生じた後、登録者が法により商標局に変更申請を提出しないで、「商標登録簿」上に登記された関連事項と一致しなくなることをいう。

上記の行為のいずれかがあり、工商行政管理部門が商標登録者に期限を定めて是正を命じたにもかかわらず、是正しない場合には、法によりこれを取り消す。

4 無断で登録商標を譲渡した状況の有無の判定

無断で登録商標を譲渡したとは、商標登録者が自ら登録商標専用権を譲受人に譲渡したにもかかわらず、両者が法に従わないで共同で商標局に申請を提出せず、譲渡手続をしない違法行為をいう。

上記の行為があり、工商行政管理部門が商標登録者に期限を定めて是正を命じたにもかかわらず、是正しない場合には、法によりこれを取り消す。

5 継続して3年間使用を停止した事実の有無の判定

5.1 継続して3年間登録商標の使用を停止したとは、登録商標の有効期間内にその使用を停止し、当該行為が中断なく3年以上続いた場合をいう。

5.2 継続して3年間登録商標の使用を停止した場合の期間の計算は、申立人が商標局

に当該登録商標の取消を申し立てた日から起算し、さかのぼって3年間とする。

5.3 商標の使用の判定

5.3.1 商標の使用とは、商標の商業使用をいう。これには、商標を商品、商品包装又は容器及び商品取引文書に用い、又は商標を広告宣伝、展示及びその他の商業活動に用いることが含まれる。

5.3.2 商標を指定商品に使用する具体的な形態としては、次のものが挙げられる。

(1) 直接貼り付け、刻印し、烙印を押し、もしくは編み込む等の方法で商標を商品、商品包装、容器、ラベル等に付け、又は商品に付ける製品マーク、製品説明書、パンフレット、価格表等に用いる。

(2) 商標を商品の販売と関係のある取引文書に使用する。これには、商品販売契約、領収書、証票、受領書、商品輸出入検査検疫証明書、通関書類等に使用する場合が含まれる。

(3) 商標をラジオ、テレビ等のメディアで使用し、又は公開發行される出版物の中で発表し、広告板、郵送広告又はその他の広告方法によって商標又は商標を使用する商品の広告宣伝を行う。

(4) 商標を展示会、博覧会で使用する。これには、展示会、博覧会で提供する当該商標を使用した印刷物及びその他の資料が含まれる。

(5) 法律の規定に合致するその他の商標使用形式

5.3.3 商標を指定サービスに使用する具体的な形態としては、次のものが挙げられる。

(1) 商標をサービス場所に直接用いる。これには、サービスのパンフレット、サービス場所の看板、売り場の飾付、従業員の衣服、ポスター、メニュー、価格表、賞品券、事務用品、便箋及び指定サービスに関わるその他の用品に用いる場合が含まれる。

(2) 商標をサービスと関係のある文書資料に使用する。これには、領収書、送金証憑、サービス提供協議書、メンテナンス証明等が含まれる。

(3) 商標をラジオ、テレビ等のメディアで使用し、又は公開發行される出版物の中で発表し、広告板、郵送広告又はその他の広告方法によって商標又は商標を使用するサービスの広告宣伝を行う。

(4) 商標を展示会、博覧会で使用する。これには、展示会、博覧会で提供する当該商標を使用した印刷物及びその他の資料が含まれる。

(5) 法律の規定に合うその他の商標使用形式。

5.3.4 商標登録情報の公表又は商標登録者がその登録商標について専用権を有する旨の声明は、商標法上における商標の使用とみなさない。

5.3.5 係争商標に継続して3年間使用を停止した状況がないという事実については、係争商標登録者が挙証責任を負う。

係争商標に継続して3年間使用を停止した状況がないことを証明する証拠資料は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 使用した商標標章が示されていること
- (2) 係争商標を使用指定商品/サービスに使用したことが示されていること
- (3) 係争商標の使用者が示されていること。これには、商標登録者自身だけでなく、商標登録者が許諾した他人も含まれる。他人に使用を許諾した場合には、使用許諾関係の存在を証明できること。
- (4) 係争商標の使用時期が示されていること。なお、使用時期は、取消申立の日からさかのぼって3年以内でなければならない。
- (5) 係争商標が「商標法」の効力の及ぶ地域範囲内で使用されたことを証明できること
- (6) 係争商標が商業活動上で実際に公けかつ合法的に使用されたことを証明できること

5.3.6 商標登録者又はライセンシーが指定使用商品のうちの1種類に登録商標を使用した場合には、当該商品に類似する商品についての登録を維持することができる。

5.4 次の事由は、登録商標未使用の正当な理由とみなす。

- (1) 不可抗力
- (2) 政府の政策的規制により使用を停止した場合
- (3) 破産、清算により使用を停止した場合
- (4) 商標登録者の責に帰すことのできないその他の正当な事由

第三部分 商品品質問題による取消事案の審理

「商標法」第45条

登録商標を利用して、その商品を粗製濫造し、品質を偽り、消費者を欺いた場合は、…商標局がその登録商標を取り消す。

「商標法」第49条第1項

商標局の登録商標取消の決定について、当事者に不服がある場合は、通知を受領した日から15日以内に商標評審委員会に再審を請求することができ、商標評審委員会は決定を下し、…。

1 はじめに

商標の管理を通じて、製造者、販売者による商品の品質保証を促し、消費者の利益を保護することが、商標法の立法目的の一つである。商標登録者は、その登録商標を使用する商品の品質を保証する義務を負う。

2 登録商標を使用する商品を粗製濫造し、品質を偽り、消費者を欺いた状況の有無の判定
粗製濫造し、品質を偽り、消費者を欺いた事実があったかどうかは、品質検査報告、行

政主管機関の行政決定又は司法機関の判決において認定された事実及びその根拠とされた証拠によって証明しなければならない。

七 類似商品又はサービスの審理基準

1 はじめに

「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」の主旨は、標章の登録のための商品及びサービスの共通の国際分類体系を確立し、その実施を保証することにある。その後、同協定に基づいて世界知的所有権機関（WIPO）が「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」を制定し、現在、世界の大部分の国で採用されている。

「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」を採用することは、各国が標章の登録を取り扱うにあたっての商品及びサービスの分類の統一に役立ち、国際貿易及び商標業務の国際交流の必要性に見合うものである。各国の商標主管機関にとっては、登録出願の審査時間を節約し、作業量を減らすことができ、科学的な商標登録制度を確立しやすくなる。商標登録出願者にとっては、出願前の準備作業が簡素化され、便利になる。

「類似商品及びサービス区分表」は、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」をベースとして、類似商品又はサービスの分類に関する長年の実務経験を総括して制定、公布したものである。

類似商品又はサービスの判定が妥当であるかどうかは、当事者の商標専用権の取得及び行使に直接かかわる問題であり、経済取引の安全性及び公平な競争が行われる市場経済秩序の維持にも関係してくる。商標局、商標評審委員会は、事案を審理するときに「類似商品及びサービス区分表」を参照すべきである。但し、商品及びサービス項目は絶えず更新され、発展し、市場取引の状況も変化し続け、類似商品及びサービスの判定にも変化が生じるほか、個々の事案の特殊性もあるので、事案審理の過程において類似商品又はサービスの具体的な審査及び判断が必要となる場合もある。

商標出願拒絶、異議、異議再審、紛争、取消、取消再審事案の審理において、商品又はサービスが類似しているかどうかの問題となる場合には、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

2 類似商品の判定

2.1 類似商品とは、効能、用途、主要原料、生産部門、販売経路、販売場所、対象となる消費者等の面で同一又は大差ない商品をいう。

2.2 類似商品の判定にあたっては、次の各種の要素を勘案しなければならない。

(1) 商品の効能、用途

2種類の商品の効能、用途が同一又は大差なく、消費者の同様の需要を満たすことができる場合には、類似商品と判定される可能性が比較的高い。

2種類の商品が効能、用途面で相互補完性を有し、又は一緒に使用してはじめて消費者の需要を満たすことができる場合には、類似商品と判定される可能性が比較的高い。

(2) 商品の原材料、成分

商品の原材料又は成分は、商品の効能、用途を決める重要な要素である。一般的には、2種類の商品の原材料又は成分が同一又は大差ない場合には、類似商品と判定される可能性が比較的高い。

但し、商品のモデルチェンジに伴い、商品の原材料又は成分が変わっても、その原材料又は成分が代替可能であり、商品の効能及び用途に影響を与えない場合には、類似商品と判定される可能性がある。

(3) 商品の販売経路、販売場所

2種類の商品の販売経路、販売場所が同一又は大差なく、消費者が両方に同時に触れる機会が比較的多く、消費者が両者に関連性があると認識しやすい場合には、類似商品と判定される可能性が比較的高い。

(4) 商品と部品

多くの商品の一つ一つの部品によって組み立てられているが、当該商品と一つ一つの部品又は部品同士がすべて当然に類似商品に該当すると認めることはできず、両者の関連度についての消費者の通常認識をもとに判断する必要がある。

特定の部品の用途が特定の商品の使用効能にあわせたものであって、当該部品がないと当該商品の効能を実現することができず、又は当該商品の経済的な使用目的が著しく損なわれる場合には、類似商品と判定される可能性が比較的高い。

(5) 商品の製造者、消費者

2種類の商品が同一の業種又は分野の製造者によって生産、製造、加工されている場合には、類似商品と判定される可能性が比較的高い。

2種類の商品が同一の業種に携わる消費者を対象としている場合、又はその消費者に共通の特徴がある場合には、類似商品と判定される可能性が比較的高い。

(6) 消費の習慣

類似商品の判定にあたっては、これらのほかに、特定の社会・文化的背景の下で形成された中国の消費者の消費習慣を考慮しなければならない。消費者にとって習慣上、2種類の商品が代替可能である場合には、その2種類の商品は類似商品と判定される可能性が比較的高い。

(7) 類似商品の判定に影響を与えるその他の関連要素

3 類似サービスの判定

3.1 類似サービスとは、目的、内容、方式、対象等の面で同一又は大差ないサービスをいう。

3.2 類似サービスの判定にあたっては、次の各種の要素を勘案しなければならない。

(1) サービスの目的

2種類のサービスの目的が同一又は大差なく、代替可能であり、一般のサービス利用者の同一又は大差ない需要を満たすことができる場合には、類似サービスと判定される

可能性が比較的高い。

(2) サービスの内容

提供するサービスの内容が近いほど、類似サービスと判定される可能性が高くなる。

(3) サービス方式及びサービス場所

サービス方式及びサービス場所が同じであって、一般のサービス利用者が同時に触れる機会が比較的多い場合には、類似サービスと判定される可能性が比較的高い。

(4) サービスの対象の範囲

サービス利用者が同一又は大差ない消費者グループに属している場合には、類似サービスと判定される可能性が比較的高い。

(5) サービス提供者

サービス提供者が同一の業種又は分野に属している場合には、類似サービスと判定される可能性が比較的高い。

(6) 類似サービスの判定に影響を与えるその他の関連要素

4 商品とサービスとが類似しているかどうかの判定

4.1 商品とサービスとが類似しているとは、商品とサービスとの間に特定の関連性があり、関連する公衆に混同されやすいことをいう。

4.2 商品とサービスとが類似しているかどうかの判定にあたっては、次の各要素を勘案しなければならない。

商品とサービスとの間の関連度、用途、使用者、通常の効用、販売経路、販売習慣等の面における一致性。

八 使用によって顕著な特徴が備わった標章の審理基準

「商標法」第 11 条

次の各号に掲げる標章は、商標として登録してはならない。

- (1) その商品の通用名称、図形、型番にすぎないもの。
- (2) 単に商品の品質、主要原料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表示したにすぎないもの。
- (3) 顕著な特徴を欠くもの。

前項に掲げる標章は、使用により顕著な特徴を有し、識別しやすいものとなったときは、商標として登録することができる。

1 「商標法」第 11 条第 1 項にいう標章に使用によって顕著な特徴が備わり、市場における特定の意味合いを持つようになり、関連する公衆が当該使用者の提供する商品/サービスを識別する標章となった場合には、「商標法」第 11 条第 2 項の規定により、これを商標として登録できるものと判定する。

例 1：練り歯磨き 例 2：靴墨

两面针
LIANGMIANZHEN

黑又亮

2 「商標法」第 11 条第 2 項の規定により、使用によって顕著な特徴が備わった標章を審査するときは、次の要素を勘案しなければならない。

- (1) 関係する公衆の当該標章に対する認知度
- (2) 当該標章が指定商品/サービスに実際に使用された時期、使用方法及び同業種における使用状況
- (3) 当該標章が使用されている商品/サービスの生産、販売、広告宣伝状況及び当該標章が使用されている商品/サービスそのものの特徴
- (4) 当該標章に顕著な特徴を与えたその他の要素

3 当該標章に使用によって顕著な特徴が備わったと主張する当事者は、相応する証拠資料を提出してこれを証明しなければならない。当該標章が使用によって顕著な特徴が備わった標章であるかどうかを判断するにあたっては、中国の関連する公衆がこれを指定使用商品/サービスを示す標章であると認知し、かつこれによって他人の商品/サービスと区別していることを基準とする。

- 4 本基準において使用とは、中国における使用をいう。
 当該標章の使用状況を証明する証拠資料は、使用されている商標標章、商品/サービス、使用時期及び当該標章の使用者が示されるものでなければならない。

- 5 使用によって顕著な特徴が備わった標章の登録を出願する場合には、実際に使用した標章と基本的に一致する標章でなければならないが、当該標章の顕著な特徴を変更してはならない。

- 6 ある標章が使用によって顕著な特徴が備わった標章であるかどうかを判定するときは、審理時点における事実の状態を基準とする。